第九条（国の施行法第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。）又は第二十五条（国の施行法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定」に改め、同項第十二号中「地方公務員等共済組合法附則第二十八条の四第一項」を「平成二十四年一元化法附則第五十九条第一項」に改め、「及び第十五号」を削り、「地方公務員等共済組合法附則第二十八条の九」を「同条第五項」に、「同条」を「同項」に改め、同項第十三号中「地方公務員等共済組合法附則第二十八条の四第一項又は第二十八条の九若しくは第二十八条の十」を「平成二十四年一元化法附則第五十九条第一項又は第五項若しくは第六項」に改め、「（同法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。第十五号及び第十六号において同じ。）」を削り、「同法による遺族共済年金」を「厚生年金保険法による遺族厚生年金」に改め、同項第十五号中「地方の施行法第八条第二項若しくは第三項、第九条第二項若しくは第十条第一項から第三項まで（これらの規定を地方の施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、第四十八条第一項若しくは第二項（地方の施行法第五十二条において準用する場合を含む。）、第五十五条第一項若しくは第二項（地方の施行法第五十九条において準用する場合を含む。）又は第六十二条第一項若しくは第二項（地方の施行法第六十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けることによりその者の遺族が地方公務員等共済組合法」を「その者の遺族が平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定」に改め、同項第十六号中「又は同項の規定の適用を受けることによりその者の遺族が地方公務員等共済組合法による遺族共済年金（当該者の死亡に係るものに限る。）を受けることができること」を削り、同項第十七号中「私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。）」を削り、「私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）附則第十項（同法附則第十八項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法による遺族共済年金」を「私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団が支給する遺族厚生年金」に改め、「係るもの」の下に「であつて政令で定めるもの」を加え、同項第二十号中「私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた」を削る。

附則第二十二条及び第二十七条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第三十五条第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第二項中「年金保険者」を「実施機関」に改め、同項第一号中「昭和六十年私立学校教職員共済改正法」を「私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）」に改める。

附則第三十八条の二第二項中「被用者年金保険者」を「政府及び実施機関」に、「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第一項の規定により同項に規定する算定した部分について基礎年金の給付に要する費用に充てられる会計年度における特別会計に関する法律の規定の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。

附則第四十三条第一項第二号中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年改正前国共済法」に、「新地方公務員等共済組合法」を「平成二十四年改正前地共済法」に改め、同条第二項中「（当該被保険者の資格を喪失した後に引き続き組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学教職員共済制度の加入者」という。）である期間を有する場合を除く。）又は当該被保険者の資格を喪失した後に引き続く組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者の資格を喪失した場合」及び「又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者の資格を喪失した日」を削り、同条第三項中「又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者」及び「又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者」を削り、同条第四項中「若しくは組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者の資格を喪失した日」とあり、及び「当該申出に係る厚生年金保険の被保険者又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者」を削り、同条第九項中「又は第四号」を削り、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

附則第四十七条第一項及び第三項中「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

附則第四十八条の二中「規定する組合員又は加入者であつた期間」及び「規定する組合員若しくは加入者であつた期間」を「二以上の種別の被保険者であつた期間」に、「附則第七十八条第五項」を「附則第七十八条第七項」に、「第八十七条第六項」を「第八十七条第八項」に、「当該組合員又は加入者であつた期間」とあるのは「当該組合員であつた期間等」と、「ものの被保険者であつた期間」とあるのは「ものの当該組合員であつた期間等」と、「確認」とあるのは「確認（国民年金法等の一部を改正する法律附則第八条第二項各号（第一号を除く。）に掲げる期間のうち昭和六十一年四月一日前の期間に係るものにあつては、当該各号に掲げる期間に応じそれぞれ共済組合又は私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団の確認）」に改める。

附則第五十二条中「厚生年金保険の被保険者であつた期間と」を「第一号厚生年金被保険者期間と」に改め、「附則第五条第二項」の下に「若しくは平成二十四年一元化法附則第七条第二項」を加え、「若しくは同条第三項」を「若しくは平成八年改正法附則第五条第三項若しくは平成二十四年一元化法附則第七条第三項」に改める。

附則第五十六条第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第二項中「同法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律による年金たる給付」を「平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付」に改め、同条第四項中「を除く。）又は他の被用者年金各法による年金たる給付（退職共済年金」を「障害基礎年金を除く」に、「並びに」を「障害基礎年金及び」に、「他の被用者年金各法による年金たる給付（退職共済年金、退職年金」を「国民年金法等の一部を改正する法律附則第十一条第三項に規定する平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付（退職共済年金、退職年金」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「含む。）」を「含む。）を除く」に改め、同条第七項及び第八項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「同法」を「旧船員保険法」に改める。

附則第五十九条第一項中「並びに第二十条第二項及び第四項」を「、第二十条第二項及び第四項並びに第二十条の二第二項及び第四項」に改め、同条第二項第二号イ中「又は平成八年改正法」を「、平成八年改正法」に改め、「第三項」の下に「又は平成二十四年一元化法附則第七条第二項若しくは第三項」を加え、同条第三項中「並びに第二十条第二項及び第四項」を「、第二十条第二項及び第四項並びに第二十条の二第二項及び第四項」に改める。

附則第六十条中「並びに第二十七条第十三項及び第十四項」を「、第二十条の二第三項及び第五項並びに第二十七条第十五項から第十七項まで」に改める。

附則第六十一条第一項中「並びに第二十七条第十三項及び第十四項」を「、第二十条の二第三項及び第五項並びに第二十七条第十五項から第十七項まで」に改め、同条第二項中「並びに第二十条第二項及び第四項」を「、第二十条第二項及び第四項並びに第二十条の二第二項及び第四項並びに第二十七条第十五項から第十七項まで」に改める。

附則第六十六条、第六十九条第一項及び第七十一条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第七十三条第一項中「及び第二項」を削り、「これらの規定に定める額に、」を「同項第一号に定める額を、当該額に」に、「額と」を「額として同項の規定を適用した額と」に改める。

附則第七十四条第二項中「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

附則第七十八条第六項中「技術的読替え」を「読替えその他必要な事項」に改める。

附則第七十九条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第一号中「含む」を「含み、第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る」に改める。